

争議行為の予告について

日本赤十字社医療センター第一労働組合執行委員長関原みどりから争議行為を行う旨の通知が令和8年10月21日にあったので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

令和8年10月28日

東京都知事 小 池 百合子

一 事件

賃金等の要求に関する件

二 日時

令和8年11月5日以降問題解決に至るまでの間

三 場所及び所在地

日本赤十字社医療センター 渋谷区広尾四丁目1番22号

日本赤十字社 港区芝大門一丁目1番3号

四 種類（以下原文のまま掲載）

上記の場所の全面的或いは部分的に、連続的或いは断続的に、全ての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為と、それに対する妨害排除のための争議行為を、単独または併用して行なう。

ただし、救急患者並びに入院中の重症患者のための、保安の必要のある場合は、保安要員若干名を除く。